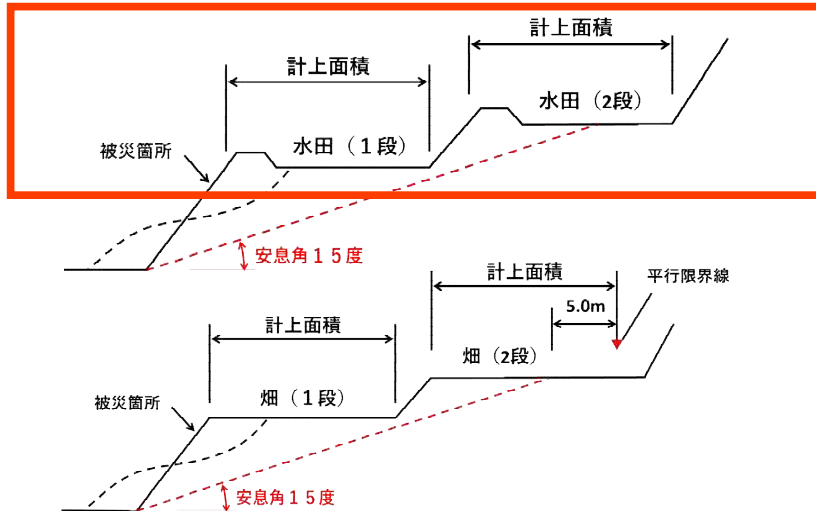


2. 畦畔（法面）崩壊

(1) 現地調査

1) 測量

- ①測量についてはG I S等の活用が可能。【赤本PⅡ-289～】
- ②大規模査定方針を適用する場合、図面の作成が簡略化出来るので留意。【赤本PⅡ-331～】
- ③農地の法面崩壊の場合、復旧限度額算定の対象となる農地が複数となる場合があるため、農地の高低差を把握しておくこと。



- ④横断測量は起終点及び変化点に測線を設ける。大規模査定方針を適用した場合は標準的な1測線とすることが出来る。

ドローン等を用いた三次元測量を行った場合についても、上記と同様に側線を設けること。

- ⑤起点、終点の横断面には、被災していない断面及び被災断面を次のいずれかで作成すること（復旧計画の内容と現地とのマッチングが取れていることがわかるように）

- a. 複断面として記載
- b. 2断面作成

<安息角>

安息角は30度が基本だが、島根県は特殊土壌地帯なので安息角は15度。

特殊土壌地帯

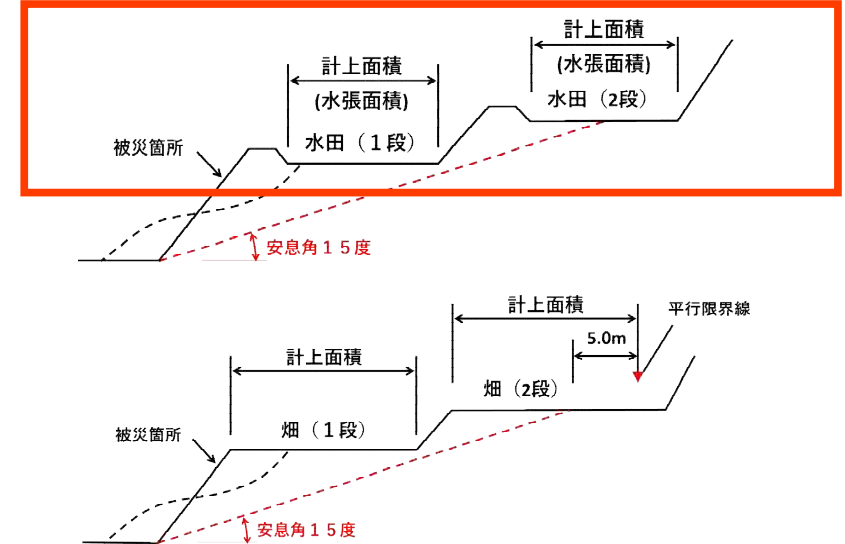
特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置（昭和27年法律第96号）により指定された地域
島根県は全域が特殊土壌地帯に指定されているため安息角は15度とする。

2. 畦畔（法面）崩壊

(1) 現地調査

1) 測量

- ①測量についてはG I S等の活用が可能。【赤本PⅡ-289～】
- ②大規模査定方針を適用する場合、図面の作成が簡略化出来るので留意。【赤本PⅡ-331～】
- ③農地の法面崩壊の場合、復旧限度額算定の対象となる農地が複数となる場合があるため、農地の高低差を把握しておくこと。



- ④横断測量は起終点及び変化点に測線を設ける。大規模査定方針を適用した場合は標準的な1測線とすることが出来る。

ドローン等を用いた三次元測量を行った場合についても、上記と同様に側線を設けること。

- ⑤起点、終点の横断面には、被災していない断面及び被災断面を次のいずれかで作成すること（復旧計画の内容と現地とのマッチングが取れていることがわかるように）

- a. 複断面として記載
- b. 2断面作成

<安息角>

安息角は30度が基本だが、島根県は特殊土壌地帯なので安息角は15度。

特殊土壌地帯

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置（昭和27年法律第96号）により指定された地域
島根県は全域が特殊土壌地帯に指定されているため安息角は15度とする。

修正前

f. ブロック積み端部処理

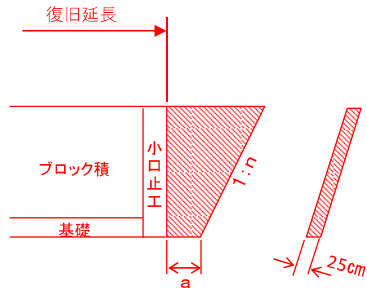
ブロック積端部には小口止め工とすり付け工（練石積工）を原則申請し、下図を標準とする。

小口止工：裏込め材等の流亡を防ぐ目的

すり付け工：掘削影響範囲内等の端部処理

◆小口止工とすり付け工を両方申請する考え方について

小口止工を施工せず掘削影響範囲内の端部処理としてすり付け工を施工した場合、すり付け工の部分が被災したときにブロック積みの裏込めが流亡するなど災害復旧で構築したブロック積みが被災を受けることから、小口止工の施工は必須とする。



〔注〕

※1 小口止工の型枠設置を考慮し、すり付け工の下端（a）50cmとする。

※2 勾配（n）は床掘勾配の範囲とする。

◆小口止工または、すり付け工が不要となることがある事例

ア. 小口止工が必要ない構造物（裏込め砕石のない擁壁、かご工等）の場合

イ. 岩着の場合

ウ. 本復旧する構造物が既設小口止め工に接続する場合

以上の場合は、不要となる可能性があるため、必要性を十分検討すること。

修正後

f. ブロック積み端部処理

ブロック積端部については、すり付け工を設置するものとする。

小口止工は河川護岸や道路擁壁等の法覆工の小口保護や、構造・勾配の異なる法覆工の接続などの処理を行う必要がある場合に設置するものである。

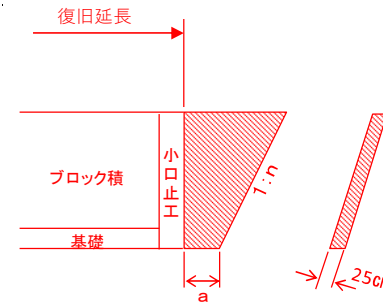
【公共土木施設島根県統一事項より】

法面崩壊の原因が沢の水、額縁明渠への水の集中等、水の流れに起因し、今後も同様の事象が続くことが想定される場合、または、地山に接しない畦畔の端部では小口止工を申請してもよい。その場合、それらの理由を査定時説明すること。

◆小口止工とすり付け工を両方申請する説明例について

小口止工を施工せず掘削影響範囲内の端部処理としてすり付け工を施工した場合、復旧後、同様の原因（上記の水に関する理由）により、すり付け工の部分が被災したとき、ブロック積みの裏込めが流亡するなど災害復旧で構築したブロック積みが被災を受けることから、小口止工の施工を申請した。

小口止め工とすり付け工（練石積工）を申請する場合、下図を標準とする。



〔注〕

※1 小口止工の型枠設置を考慮し、すり付け工の下端（a）50cmとする。

※2 勾配（n）は床掘勾配の範囲とする。

◆小口止工または、すり付け工が不要となることがある事例

ア. 小口止工が必要ない構造物（裏込め砕石のない擁壁、かご工等）の場合

イ. 岩着の場合

ウ. 本復旧する構造物が既設小口止め工に接続する場合

以上の場合は、不要となる可能性があるため、必要性を十分検討すること。

V 積算における留意事項

1. 単価期

査定事業費の積算は、地方農政局長の同意を得た単価を使用（歩掛も同様）
→通常は、4月期単価が原則（総単が4月期単価）

2. 積算の工種区分

災害復旧事業の工種区分は、被災内容と復旧工法から判断。適切な工種区分で積算。

被災内容・復旧工法	工種区分
農地災害	ほ場整備工事
道路	道路改良工事
ため池	ため池工事
頭首工、機場（下部・基礎）、橋梁	その他土木工事（1）
農地保全、地すべり防止工	その他土木工事（2）

3. 諸経費の補正

査定設計書は、農地農業用施設災害復旧事業計画概要書等作成要領（赤本PⅡ-183）により事業費を積算

→ ただし、前払金支出割合、契約保証金、週休2日に係る諸経費補正は行わない

4. 見積り単価

資材単価がない場合の見積り単価は、各事業実施主体のルールに従い処理すること

5. 測量及び試験費

災害復旧事業の申請に必要な調査、測量及び試験費は、申請できない

（計上できる費用）・・・査定時には必要性の説明が必要

- ・ 工事を施工するために必要な調査、測量及び試験に要する費用
- ・ ため池の工事を施工するための盛土材及びコア材等の土質試験費等
- ・ 区画整理方式による復旧時の確定測量費用

（計上できない費用）

- ・ 申請前の調査、測量、試験費
- ・ 工事施工に係る設計に要する費用（※）
- ・ 実施設計に必要な測量試験費（※）
- ・ 換地費

※ R2年より大規模災害査定方針を適用した査定においては計上出来る場合がある。

【赤本PⅡ-337】

V 積算における留意事項

1. 単価期

査定事業費の積算は、地方農政局長の同意を得た単価を使用（歩掛も同様）
→通常は、4月期単価が原則（総単が4月期単価）

2. 積算の工種区分

災害復旧事業の工種区分は、被災内容と復旧工法から判断。適切な工種区分で積算。

被災内容・復旧工法	工種区分
農地災害	ほ場整備工事
道路	道路改良工事
ため池	ため池工事
頭首工、機場（下部・基礎）、橋梁	その他土木工事（1）
農地保全、地すべり防止工	その他土木工事（2）

3. 諸経費の補正

査定設計書は、農地農業用施設災害復旧事業計画概要書等作成要領（赤本PⅡ-183）により事業費を積算

→ 発注時の積上げ時に条件が変化する可能性のある、点在調整、前払金支出割合、契約保証金、週休2日に係る諸経費補正は行わない。共通仮設費の地域補正は行う。

4. 見積り単価

資材単価がない場合の見積り単価は、各事業実施主体のルールに従い処理すること

5. 測量及び試験費

災害復旧事業の申請に必要な調査、測量及び試験費は、申請できない

（計上できる費用）・・・査定時には必要性の説明が必要

- ・ 工事を施工するために必要な調査、測量及び試験に要する費用
- ・ ため池の工事を施工するための盛土材及びコア材等の土質試験費等
- ・ 区画整理方式による復旧時の確定測量費用

（計上できない費用）

- ・ 申請前の調査、測量、試験費
- ・ 工事施工に係る設計に要する費用（※）
- ・ 実施設計に必要な測量試験費（※）
- ・ 換地費

※ R2年より大規模災害査定方針を適用した査定においては計上出来る場合がある。

【赤本PⅡ-337】